

東根市学校給食センター維持管理・運営等における
包括的民間委託事業

実施方針



令和8年7月31日

東 根 市

< 目 次 >

I	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定方法・公表等に関する事項	6
II	民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	落札者の決定に係る基本的な考え方	8
2	落札者の決定に係る手順及びスケジュール（予定）	8
3	入札参加者の備えるべき参加要件等	9
4	審査及び落札者の決定に関する事項	11
5	審査結果及び評価の公表方法	12
6	事業契約に関する基本的な考え方	12
7	提出書類の取扱い	13
III	選定事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項	14
1	予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	14
2	提供されるサービス水準	14
3	市による事業の実施状況の監視（モニタリング）	14
IV	施設等の立地（敷地）及び施設等の概要	16
1	施設等の立地（敷地）	16
2	施設等の概要	16
V	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	17
VI	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	17
1	選定事業者の責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合	17
2	市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合	17
3	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	17
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	17
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	17
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	17
3	その他の支援に関する事項	17
VIII	その他特定事業の実施に関して必要な事項	18
1	議会の議決	18
2	情報公開及び情報提供	18
3	入札に伴う費用負担	18
IX	実施方針添付書類等	18

東根市（以下「市」という。）は、民間事業者の技術的能力等の活用により、財政資金の効率的かつ効果的な活用を図るため、東根市学校給食センター維持管理・運営等における包括的民間委託事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号、その後の改正を含む。以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定、以下「基本方針」という。）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（令和 6 年 6 月 3 日）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めたものである。

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

東根市学校給食センター維持管理・運営等における包括的民間委託事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類等

1) 公共施設等の種類

東根市学校給食センター（本体施設とともに附帯施設を含む、以下総称して「施設等」という。）

2) 施設等の立地（敷地）

山形県東根市大字東根元東根字一本木 6032 外

(3) 公共施設等の管理者の名称

東根市長 鈴木 敬一

(4) 事業の目的

市は、令和 5 年 4 月から東根市学校給食センターにおいて、市立の小学校及び中学校の学校給食を民間事業者の技術的能力等を活用した 2 期目の P F I 事業により実施してきたが、当該事業は、令和 10 年 3 月末に事業期間の 5 年が満了する。

市は、現事業の終了後においても、引き続き、児童生徒の心身の健全な発達に資し、日常生活における食事についての正しい理解と望ましい食習慣を養い、学校生活を豊かにし明るい社交性を養い、食生活の合理化・栄養の改善及び健康の増進を図り、食糧の生産・配分及び消費について正しい理解に導くとともに、成長期にある子供たちに栄養バランスのとれた食事を提供することを目指し、学校給食を適切な衛生管理の元で提供する給食事業を継続していく方針である。

そのため、本事業は、現事業と同様に民間事業者の技術的能力等を活用した P F I 事業により、現事業で整備された施設等を継続して利用することを前提とし、施設等の更新等業務、維持管理業務及び運営等業務を包括的に行うことで、より良い学校給食を提供することを目的とする。

(5) 事業の手法

本事業は、P F I 法に基づき、現事業で整備された施設等（市が所有）を継続して利用することを前提とし、選定事業者が事業期間にわたって当該施設等の更新等業務、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務を実施する R O（Rehabilitation Operate）方式とする。

なお、選定事業者の業務内容の範囲を越える業務については、市が実施するものとする。また、本事業は、以下に掲げる事項を十分に踏まえて実施するものとする。

- 1) 食品衛生上の技術的水準を高めるため、ドライシステム導入及び汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニングを導入する。
- 2) 「学校給食衛生管理の基準」（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）に適合するとともに、H A C C P（Hazard Analysis Critical Control Point）の概念を取り入れた衛生管理を実施する。
- 3) 施設等の防音対策、脱臭対策及びその他の対策を行い、近隣への影響の低減に配慮する。
- 4) 施設等の更新等業務、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務に当たっては、省エネルギーに努めるとともに、環境負荷の低減に配慮する。
- 5) 学校給食センターにおける廃棄物（給食の残滓を含む。）の発生及び排出を抑制し、再利用・再資源化等を促進することにより、その減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図る。

(6) 業務の内容及び範囲

1) 施設等の更新等業務

- ア 施設等の更新等に係る調査・設計業務及び関連業務
- イ 施設等の更新等に係る建設業務（附帯施設を含む。）及び関連業務
- ウ 施設等の更新等に係る調理設備設置業務及び関連業務
- エ 施設等の更新等に係る工事監理業務及び関連業務
- オ 上記各項目に伴う各種申請等業務

2) 施設等の維持管理業務

- ア 施設等の維持管理に係る建築物保守管理業務（建築物の修繕業務※を含む。）
- イ 施設等の維持管理に係る建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務※を含む。）
- ウ 施設等の維持管理に係る附帯施設保守管理業務（附帯施設の修繕業務※を含む。）
- エ 施設等の維持管理に係る調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（調理設備の修繕業務※、食器食缶等の修繕・補充業務※、施設備品の修繕業務※を含む。）

※ 上記アからエまでの修繕業務、修繕・補充業務の詳細（範囲）については、要求水準書（案）「Ⅲ 施設等の維持管理業務に関する要求事項」の「1 総則・(1) 基本的考え方」を参照すること。

オ 施設等の維持管理に係る清掃業務

カ 施設等の維持管理に係る警備業務

キ 上記各項目に伴う各種申請等業務

3) 給食の運営等業務

ア 給食の運営等に係る調理業務（下処理業務及び配缶業務、食材検収業務を含む。）

イ 給食の運営等に係る衛生管理業務

ウ 給食の運営等に係る配送・回送業務

エ 給食の運営等に係る洗浄・残滓処理業務

オ 給食の運営等に係る運営備品調達業務（食器食缶等調達業務を除く。）

カ 上記各項目に伴う各種申請等業務

なお、給食の運営等に関して市が直接実施する主な業務は、献立表作成業務、食材調達業務、配膳業務及び給食費の徴収管理業務とする。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の市議会における議会の議決を得られた日から令和 20 年 3 月 31 日までとする。

(8) 事業のスケジュール（予定）

令和 8 年 12 月下旬	最優秀提案者の選定 落札者の決定・公表
令和 9 年 1 月中旬 ～ 下旬	基本協定の締結 審査講評の公表 事業契約の文言明確化等
令和 9 年 3 月上旬	選定事業者との事業契約の締結（仮契約）
令和 9 年 3 月下旬	事業契約の市議会における議会の議決を得られた日（効力の発生）
令和 9 年 4 月 ～ 令和 10 年 3 月	各種業務の準備期間
令和 10 年 4 月 ～ 令和 20 年 3 月	施設等の更新等（調査・設計、建設等）業務期間
令和 10 年 4 月 ～ 令和 20 年 3 月	施設等の維持管理業務、給食の運営等業務期間
令和 20 年 3 月	事業契約の完了

(9) 支払に関する事項

市の選定事業者に対する支払は、選定事業者が実施する本事業における施設等の更新等業務に係る対価、施設等の維持管理業務に係る対価及び給食の運営等業務に係る対価からなる。

- 1) 市は、施設等の更新等業務に係る対価であって、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を、施設等の更新等業務（項目毎）の完了後、速やかに支払う。

なお、当該施設等の更新等業務の実施は、可能な範囲において、市の選定事業者に対する支払の平準化に努めるものとする。

- 2) 市は、施設等の維持管理業務に係る対価及び給食の運営等業務に係る対価であって、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務期間中の10年間にわたり、年4回の四半期毎に委託料として支払う。

なお、当該委託料のうち、給食の運営等業務に係る対価にあつては、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金には、給食の運営等業務のうち、各種申請等業務に係る対価並びに提供食数に関係なく生じる費用が含まれるものと想定している。変動料金には、給食の運営等業務のうち、調理業務に係る対価、衛生管理業務に係る対価、配送・回送業務に係る対価、洗浄・残滓処理業務に係る対価、運営備品調達業務に係る対価並びに提供食数に応じて変動する費用が含まれるものと想定している。また、固定料金と変動料金の具体的な構成区分や構成割合については、入札参加者の提案に委ねるものとする。

これら支払方法の詳細については、入札説明書等にて提示する。

(10) 遵守すべき法令等及び適用すべき要綱・基準類等

< 遵守すべき法令等 >

本事業の実施に当たっては、以下の法令等を遵守すること。

- 1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- 2) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
- 3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）
- 4) 食育基本法（平成17年法律第63号）
- 5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 6) 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- 7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- 8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 9) 消防法（昭和23年法律第186号）
- 10) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- 11) 水道法（昭和32年法律第177号）
- 12) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- 13) 健康増進法（平成14年法律第103号）
- 14) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- 15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 16) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 17) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 18) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 19) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 20) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

- 21) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- 22) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- 23) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- 24) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 25) 山形県みんなにやさしいまちづくり条例（平成 11 年山形県条例第 32 号）
- 26) 山形県建築基準条例（昭和 36 年山形県条例第 15 号）
- 27) 山形県屋外広告物条例（昭和 49 年山形県条例第 59 号）
- 28) 東根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年東根市条例第 4 号）
- 29) 東根市環境基本条例（平成 12 年東根市条例第 41 号）
- 30) その他関係法令等

上記に関する全ての関連施行令・規則等についても含むものとし、また、本業務を実施するに当たり必要とされるその他の法令等（条例を含む。）についても遵守のこと。

＜ 適用すべき要綱・基準類等 ＞

本事業の実施に当たっては、以下の要綱・基準類（最新版）等を適用すること。

ただし、※印の付されている要綱・基準類（最新版）等において性能・仕様等を規定している項目にあつては、これらを標準仕様として適用すること。また、手続等を規定している項目にあつては、これらを参考仕様として準用するものとし、市がこれらと同等の効果があると認める場合においては、選定事業者の提案によることができるものとする。

- 1) 学校給食衛生管理の基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）
- 2) 学校給食実施基準（平成 21 年文部科学省告示第 61 号）
- 3) 学校給食における食物アレルギー対応指針（平成 27 年 3 月文部科学省）
- 4) 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日厚生省衛食第 85 号）
- 5) 学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）
- 6) 建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 1 号）
- 7) 建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日国官総第 122 号、国総事第 21 号、国総建第 137 号）
- 8) 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 9) 建築鉄骨設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- 10) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- 11) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 12) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）※
- 13) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）※
- 14) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）※
- 15) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）※
- 16) その他関連する建築学会等の基準・指針等 ※

(11) 実施方針等に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表

実施方針等に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表を以下の要領で行う。

1) 実施方針等に関する質問・意見の受付

ア 受付日時／令和 8 年 8 月 6 日（木）から 8 月 10 日（月）午後 3 時まで

イ 提出方法／実施方針等に関して質問・意見がある民間事業者等は、その内容を「【様式 1】実施方針等に関する質問書」、「【様式 2】実施方針等に関する意見書」にて簡潔に記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付にて送付すること。電子メール以外での受付は行わない。

なお、電子メールは、「P F I 質問意見」の件名で送付すること。

ウ e-mail／kyushokuu@higashine.net

2) 実施方針に関する質問回答・意見公表

ア 質問回答の公表／提出のあった質問に対する質問回答は、令和 8 年 8 月 28 日（金）までに、市のホームページ等にて公表する。

イ 意見の公表／提出のあった意見は、質問回答の公表と同時に、市のホームページ等にて公表する。（ただし、非公開を希望する旨の意思表示のあった意見については公表しない。）

ウ 市のホームページ：<https://www.city.higashine.yamagata.jp/>

3) 意見に対するヒアリング

民間事業者等から提出された質問・意見のうち、市が必要と判断したものについては、直接ヒアリングを行う場合がある。

(12) 実施方針の変更

実施方針等の公表における民間事業者等からの質問・意見を踏まえ、特定事業の選定・公表までに、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、実施方針の変更が重要事項に及ぶ場合は、特定事業の選定・公表と同時に、実施方針（変更）を、市のホームページ等にて公表する。また、実施方針の変更が軽微な場合及び要求水準書（案）の変更については、入札説明書等の公表において提示する。

2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。（P F I 法第 2 条第 2 項）

(1) 選定方法

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続を経て、以下の評価基準に基づき、市自らが本事業を実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

1) 施設等の更新等業務、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務が同一の水準にある場合においては、事業期間全体をつうじた市の財政負担の縮減が期待できること。

2) 市の財政負担が同一の水準にある場合においては、施設等の更新等業務、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務の水準の向上が期待できること。

(2) 選定基準・手順

以下の手順により客観的評価を行い、評価の結果を速やかに公表する。

- 1) VFMの検討による定量的評価
- 2) 本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価
- 3) 民間事業者に移転されるリスクの検討等
- 4) 上記 1)～3)の検討による総合評価

(3) 選定結果の公表方法

前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容と合わせて、市のホームページ等にて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも同様に公表する。

Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 落札者の決定に係る基本的な考え方

本事業は、施設等の更新等（調査・設計、建設等）、維持管理及び給食の運営等の各業務をつうじて、選定事業者に効率的かつ効果的な行政サービスの提供を安定的・継続的に求めるものである。したがって、落札者の決定に当たっては、公募により、公平性、透明性が確保される適切な方法に配慮したうえで、総合評価一般競争入札を採用する予定である。

2 落札者の決定に係る手順及びスケジュール（予定）

落札者の決定に係る手順及びスケジュールは、下記のとおりとする。

日 程	内 容
令和 8 年 7 月 31 日	実施方針等の公表（要求水準書（案）を含む）
〃 8 月 6 日～8 月 10 日	実施方針等に関する質問・意見の受付
〃 8 月 28 日	実施方針等に関する質問回答・意見の公表
—	質問・意見に対するヒアリング（市が必要と判断する場合）
〃 9 月下旬	特定事業の選定・公表
〃 9 月下旬	入札説明書等の公表（入札公告）
〃 10 月上旬	入札説明書等に関する質問の受付（1 回目）
〃 10 月下旬	入札説明書等に関する質問回答の公表（1 回目）
〃 10 月下旬	学校給食センター現場確認
〃 10 月下旬	入札説明書等に関する質問の受付（2 回目）
〃 11 月中旬	入札説明書等に関する質問回答の公表（2 回目）
〃 11 月中旬	入札参加表明書、競争参加資格確認申請書の受付
〃 11 月下旬	競争参加資格確認審査の結果の通知
〃 12 月中旬	入札書及び入札提案書類の受付・開札

(1) 入札説明書等の公表

実施方針等に関する質問回答・意見等を踏まえ、入札説明書等（入札公告、入札説明書、様式集、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）等）を市のホームページ等にて公表する。

(2) 入札説明書等に関する質問回答

入札説明書等に関する質問を受付、回答を行うものとする。具体的な日程は、入札説明書等にて提示する。

(3) 参加表明書、競争参加資格確認申請書の受付、競争参加資格確認審査の結果の通知

応募者に参加表明及び競争参加資格確認申請に必要な書類の提出を求める。競争参加資格確認審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出方法・時期、必要書類の詳細等については、入札説明書等にて提示する。

(4) 提案書の受付

入札参加者（競争資格確認審査の通過者）に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する提

案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、入札参加者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合がある。なお、提案書の提出方法・時期、必要書類の詳細等については、入札説明書等により提示する。

(5) 最優秀提案者の選定、落札者の決定・公表

提案書の審査による最優秀提案者の選定を受け、市が落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、市のホームページ等にて公表する。

(6) 基本協定の締結、審査講評の公表、事業契約の文言明確化等、事業契約の締結（仮契約）

市は、選定事業者との事業契約の締結（仮契約）に先立って、本事業に係る基本協定を落札者と締結する。なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について公表する。

また、市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を選定事業者と締結（仮契約）する。なお、当該事業契約は、市議会における議会の議決を得られた日をもって効力が発生するものとする。

3 入札参加者の備えるべき参加要件等

(1) 入札参加者の参加要件

入札参加者は、施設等の更新等の設計に当たる者（以下「設計企業」という。）、施設等の更新等の建設に当たる者（以下「建設企業」という。）、施設等の維持管理に当たる者（以下「維持管理企業」という。）、給食の運営等に当たる者（以下「運営企業」という。）等で構成されるものとする。

入札参加者は、単独企業（施設等の更新等（調査・設計、建設等）、維持管理及び給食の運営等の各業務を単独の企業で実施する、以下「入札参加企業」という。）とすることも、複数の企業（構成員）で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。いずれの場合も入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時には、入札参加企業又は入札参加グループの構成員に、設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者、運営等に当たる者が含まれていることについて明らかにすること。

なお、設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者、運営等に当たる者は、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能とする。

入札参加グループで申し込む場合は、以下の要件を満たすこと。

- 1) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に構成員名及び代表企業名を明記して、必ず代表企業が入札に関する手続を行うこと。
- 2) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業の変更は認めない。
- 3) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業を除く構成員の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は市と協議を行い、入札書及び入札提案書類の受付期限日（開札日）の前日までかつ市が承諾した場合にかぎり、代表企業を除く構成員の変更及び追加を行うことができる。

- 4) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員としての重複参加は認めないとともに、他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員から、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）として再受託（再受注）する協力企業としての重複参加も認めない。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加企業又は入札参加グループの構成員が、落札した入札参加企業又は入札参加グループの構成員から、再受託（再受注）することを妨げない。

(2) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員のうち、設計に当たる者、建設に当たる者、運営等に当たる者は、それぞれ以下に掲げる資格要件を満たすこと。複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。また、設計に当たる者、建設に当たる者、運営等に当たる者は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとするが、複数の企業の場合であっても、すべての者が以下の資格要件を満たしていること。なお、維持管理に当たる者は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとし、特段の資格要件を設けない。

1) 設計に当たる者

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- イ 令和 7・8 年度東根市入札参加資格者名簿に業種区分「建築関係コンサル」で登録をしていること。
- ウ HACCP 対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。
- ※ 工事監理は、設計に当たる者が実施すること。ただし、設計に当たる者と建設に当たる者が同一の場合は、当該設計に当たる者以外の工事監理を実施する者を、市の承諾を受けて別に定めること。なお、その場合の資格要件は、設計に当たる者と同じとする。

2) 建設に当たる者

- ア 建築業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 令和 7・8 年度東根市入札参加資格者名簿に工事種目「建築」で登録をし、競争参加資格に関する確認基準日直近の経営事項審査結果通知書の総合評点（P）が、750 点以上であること。

3) 運営等に当たる者

- ア HACCP 対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。
- イ 以下の調理業務に関する実績のいずれかを有していること。
 - ① 学校給食施設における調理業務
 - ② 公的施設における集団調理施設（同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設）における調理業務
 - ③ 民間施設で 3,000 食／日以上調理施設における調理業務

(3) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限

以下に該当する者は、入札参加企業、入札参加グループの構成員にならないものとする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中の者。
- 3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中の者。
- 4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- 5) 東根市建設工事入札参加有資格事業者指名停止基準による指名停止の期間中である者。
- 6) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項及び第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を受けている者。
- 7) 直前 2 年間の法人税、消費税又は法人市民税を滞納している者。
- 8) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託している民間事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（市は、株式会社佐藤総合計画に本事業に関するアドバイザー業務を委託している。株式会社佐藤総合計画は本事業について、石井法律事務所（法務アドバイザー）と提携している。）。

※ なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業又は法人の代表権を有する役員である者及びその者が属する企業又は法人をいう。

(4) 入札参加者の備えるべき競争参加資格に関する確認基準日等

入札参加者の備えるべき競争参加資格（(1)入札参加者の参加要件、(2)入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件、(3)入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限に掲げる要件）をいう。以下同じ。）に関する確認基準日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付期限日とする。

なお、入札書及び入札提案書類の受付期限日（開札日）から基本協定の締結の日までに入札参加者の備えるべき競争参加資格を欠く入札参加企業及び入札参加グループは失格とする。また、本事業の入札において、入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したときは、基本協定の締結の日を超える日以降であっても、入札を無効とする場合がある。

4 審査及び落札者の決定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

- 1) 審査は、学識経験者及び市の職員等で構成する審査委員会において行うものとし、具体的な落札者決定基準は、入札説明書等にて提示する。
- 2) 審査委員会においては、更新等計画、維持管理計画、運営等計画、入札金額等の各面から総合的に提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

1) 資格審査

入札参加者の備えるべき競争参加資格等に関する適格審査

2) 提案審査

ア 入札金額に関する適格審査

イ 基本的要件に関する適格審査

ウ 落札者決定基準に基づく、更新等計画、維持管理計画、運営等計画、入札金額等の総合的な提案内容

5 審査結果及び評価の公表方法

(1) 審査結果の公表

提案書の審査による最優秀提案者の選定を受け、市が落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、市のホームページ等にて公表する。なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について公表する。

(2) 落札者を決定しない場合

市は、民間事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない、又は、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

6 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 事業契約の概要

落札者の決定後、速やかに、市は落札者と事業契約の締結（仮契約）に向けての必要な事項等について基本協定を締結する。また、市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を選定事業者と締結（仮契約）する。なお、当該事業契約は、市議会における議会の議決を得られた日をもって効力の発生するものとする。

事業契約は、施設等の更新等（調査・設計、建設等）、維持管理及び給食の運営等の各業務について包括的かつ詳細に規定する令和20年3月末日（予定）までの契約となる。なお、事業契約書（案）については、入札説明書等にて提示する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、市との事業契約の締結（仮契約）までに、本事業を実施する株式会社として特別目的会社（選定事業者と同じ、以下本項において「SPC」という。）を東根市内に設立する。

なお、入札参加者による、SPCに対する出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。入札参加者の構成員による出資は必須要件ではないが、入札参加グループの代表企業、運営等に当たる者は必ず出資するものとする。また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者がSPCに出資する場合、その出資比率は、出資者中の最大となってはならない。

すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の

書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

7 提出書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において落札者の決定の公表時及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を、入札参加者の承諾を得たうえで、無償で利用できるものとする。なお、本事業に関して提出された書類は返却しない。

(2) 特許権等

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施行方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

Ⅲ 選定事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、原則として「【資料１】リスク分担表（案）」によることとし、実施方針等に関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書等にて提示する。

(3) 保険

市が選定事業者に求める保険の種類については、入札説明書等にて提示する。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、入札説明書等にて提示する。

3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

(1) モニタリングの実施

市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定された水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認すべく、本事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの時期

1) 施設等の更新等業務（項目毎の調査・設計時）

市は、選定事業者によって行われた調査・設計について、要求水準書に規定された水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認する。

2) 施設等の更新等業務（項目毎の建設時）

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に工事施工及び工事監理の状況について、市の確認を受ける。また、選定事業者は、市が要請した場合、工事施工の事前説明及び事後報告、現場での工事施工の状況説明を行う。

3) 施設等の更新等業務（項目毎の完了時）

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で、市の確認を受ける。このとき、市は、選定事業者によって行われた建設について、要求水準書に規定された水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認する。

確認の結果、当該水準を満たしていないと市が判断した場合には、市は選定事業者に対して補修又は改造を求めることができる。

4) 施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務

市は、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務の実施状況について、要求水準書に規定された水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認する。

5) 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、決算書類により財務の状況について、市に報告しなければならない。なお、公認会計士による監査を行うものとする。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等にて提示する。

(4) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その他の費用は選定事業者の負担とする。

(5) 選定事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約で定められた要求水準が維持されていない場合、市は選定事業者に対して、施設等の更新等業務の補修・改造、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務の改善勧告又は一定の経過措置を経た後に支払い金額の減額措置を行う。減額の考え方については、入札説明書等にて提示する。

IV 施設等の立地（敷地）及び施設等の概要

1 施設等の立地（敷地）

- (1) 敷地位置 東根市大字東根元東根字一本木 6032 外
- (2) 敷地面積 7,730 m²
- (3) 隣接道路 市道大森線（現況幅員約 4 ～ 5 m）
- (4) 地域地区 工業専用地域
防火指定なし（法 22 条区域）
都市計画区域内（市街化区域設定なし）
- (5) 形態規制 建ぺい率 60%
容積率 200%

2 施設等の概要

- (1) 供給能力 1 日当たり 4,500 食（食缶方式）
- (2) 配 送 校 東根小学校、神町小学校、東郷小学校、高崎小学校、大富小学校、小田島小学校、長瀬小学校、東根中部小学校、大森小学校
東根第一中学校、東根第二中学校、東根第三中学校、大富中学校、神町中学校

(3) 施設規模

	本体施設	附帯施設
構 造 種 別	鉄 骨 造	鉄 骨 造
階 数	地上 2 階	地上 1 階
建 物 高 さ	9.5 m	4.0 m
延 べ 面 積	約 2,100 m ²	約 170 m ² （車庫・電気室）
延べ面積合計	約 2,270 m ²	
建 築 面 積	約 2,020 m ²	

(4) 主要機能 施設等の主要機能は、以下に掲げるとおりである。

区 分		主要機能
本体施設	給食エリア	検収室、食品庫、冷蔵庫、冷凍庫、下処理室、調理室、和え物室、アレルギー対応食室、コンテナ室、洗浄室、前室、廃棄庫、雑品庫、油庫 等
	事務エリア	事務職員用事務室、会議室、書庫、事務職員用更衣室、調理員用更衣室、調理員用休憩室、事務職員・外来用便所、調理員用便所、多目的便所 等
	その他エリア	玄関ホール、調理場見学通路、残滓処理室 等
附帯施設（外構を含む）		ゴミ置場、有価物置場、廃水処理施設、受水槽、駐車場、構内通路、門扉、囲障・フェンス 等

V 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置にしたがう。

また、本事業に関する紛争については山形地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合

(1) 選定事業者の経営破綻、又はその懸念が生じた場合等により、本事業の継続が困難となった場合、市は、選定事業者との事業契約を解除することができるものとする。

(2) 選定事業者の事業実施状態が、事業契約に定める要求水準を下回る場合、市は選定事業者に対し修復勧告を行い、一定の修復期間を与えたにもかかわらず、修復が認められない場合、サービス提供に重大な事態等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市は選定事業者との事業契約を解除できるものとする。

この場合、選定事業者は、市に生じた合理的損害を賠償するものとする。

2 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は市との事業契約を解除することができるものとする。

この場合、市は選定事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に定めるその事由に基づく対応方法にしたがうものとする。

VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合、市は選定事業者と協議する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現段階では、本事業に関する財政上及び金融上の支援は想定していない。

3 その他の支援に関する事項

(1) 事業実施に関し、選定事業者が必要とする許認可等に関して、市は必要に応じて選定業者に協力する。

(2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は、選定事業者

と協議を行う。

VII その他特定事業の実施に関して必要な事項

1 議会の議決

- (1) 債務負担行為に関する設定は、令和 8 年市議会 9 月定例会にて議決済
- (2) 事業契約に関する議会の議決は、令和 9 年市議会 3 月定例会に提出予定

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等にて適宜公表する。

3 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

IX 実施方針添付書類等

【様式 1】実施方針等に関する質問書

【様式 2】実施方針等に関する意見書

【資料 1】リスク分担表（案）

本事業に関する窓口

東根市教育委員会管理課 東根市学校給食センター

住 所／山形県東根市大字東根甲 6032 番地

電 話／0237-42-3015

e-mail／kyushokuu@higashine.net

ホームページ／<https://www.city.higashine.yamagata.jp/>

【様式 1】

令和 月 日

実施方針等に関する質問書

令和 8 年 7 月 31 日（金）に公表されました「東根市学校給食センター維持管理・運営等における包括的民間委託事業」の実施方針等について、以下のとおり質問を提出します。

質 問 者	会 社 名 :									
	所 在 地 :									
	所属・役職・氏名 :									
	電 話 番 号 :									
	メールアドレス :									
質問番号	書類名	項 目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	a
1										
質問内容										
2										
質問内容										
3										
質問内容										
4										
質問内容										
5										
質問内容										
6										
質問内容										

- 注) ・ 書類名欄は、実施方針に関する場合「**実施**」と、「要求水準書（案）」に関する場合「**要求**」と記入してください。
- ・ 質問内容は、**具体的かつ簡潔**に記入してください。
 - ・ 記入欄が不足の場合は、適宜、つかしてください。

【様式2】

令和 月 月 日

実施方針等に関する意見書

令和8年7月31日（金）に公表されました「東根市学校給食センター維持管理・運営等における包括的民間委託事業」の実施方針等について、以下のとおり意見を提出します。

意見者	会社名：									
	所在地：									
	所属・役職・氏名：									
	電話番号：									
	メールアドレス：									
意見番号	書類名	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	a
1 ()										
意見内容										
2 ()										
意見内容										
3 ()										
意見内容										
4 ()										
意見内容										
5 ()										
意見内容										
6 ()										
意見内容										

- 注)・ 書類名欄は、実施方針に関する場合「**実施**」と、「要求水準書（案）」に関する場合「**要求**」と記入してください。
- ・ 意見番号の () 欄には、非公開を希望する場合のみ（非）と記載してください。
 - ・ 意見内容は、**具体的かつ簡潔に**記入してください。
 - ・ 記入欄が不足の場合は、適宜、つかしてください。

【資料１】

リスク分担表（案）

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	入札説明リスク	入札説明書等の誤り、内容の変更等によるもの	○	
	事業契約締結リスク	選定事業者と事業契約が結べない、又は事業契約手続に時間を要する場合	△	△※1
	内容変更リスク	P F I 事業の業務範囲の縮小、拡充等	△	△※2
	法令等の変更リスク	P F I 事業に特別に影響を与えるもの	○	
		上記以外のもの		○
	許認可遅延リスク	許認可の遅延に関するもの（市が取得する部分）	○	
		許認可の遅延に関するもの（上記以外）		○
	税制度変更リスク	法人税その他類似の税制度（外形標準課税に関する規定を含む）の新設・変更		○
		消費税その他類似の税制度の新設・変更	○	
	第三者賠償リスク	選定事業者の事由（更新等業務における事故、維持管理業務・運営等業務に伴う事故及び維持管理業務・運営等業務の不備に起因する事故等）による賠償		○
		上記以外のもの	○	
	事故の発生リスク	選定事業者の更新等業務、維持管理業務、運営等業務に伴う事故の発生		○
	環境問題リスク	選定事業者の更新等業務、維持管理業務、運営等業務に伴う周辺地域への環境に関する影響		○
	事業の中止・延期リスク	市の判断及び指示によるもの（ただし、議会の不承認は除く）	○	
		選定事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
調査・設計	設計変更リスク	市の指示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		選定事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	設計等の瑕疵	隠れた箇所の契約不適合責任		○
建設	設計変更リスク	市の指示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		選定事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延リスク	工事の完成が事業契約よりも遅延若しくは完工しない場合		○
	施工監理・工事監理リスク	施工管理・工事監理に関するもの		○
	工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大	○	
		上記以外のもの		○
	性能リスク	要求水準不適合（施工不良含む）		○
	公共施設損傷リスク	施設等の更新等において工事目的物・材料・その他関連工事に関して生じた損害		○
	契約不適合	隠れた箇所の契約不適合責任		○

維持管理	計画変更リスク	用途の変更等、市の責めによる事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	維持管理費上昇リスク	市の責による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大	○	
		上記以外の要因による維持管理費の増大		○
	公共施設損傷リスク	市並びに第三者に起因する事故及び火災等災害による施設等の損傷	○	
		選定事業者に起因する事故及び火災等災害による施設等の損傷		○
		選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設等の損傷		○
	性能リスク	要求水準不適合（施工不良を含む）		○
	修繕リスク	事業期間中に必要となる維持管理業務に伴う修繕	△	○
運営	需要の変動リスク	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の責めによる需要の変動	○	
		児童生徒数の変動による需要の変動	○	△
		食べ残し等による残滓の変動	○	△
	調理事故・異物混入等リスク	検収時における調達食材の異常（検収後に明らかになったものを含む）	○	
		検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
		検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		○
		調理、配送業務における異物混入による事故		○
		調理設備等に起因する事故		○
	配送の遅延リスク	配送の遅延による問題の発生		○
		配膳の遅延による問題の発生	○	
	アレルギー対応リスク	アレルギー児童生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り等による発症・突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による）	○	
		検収・調理段階における禁忌物質の混入による発症		○
		収集した情報の伝達不完全による発症、アレルギー児童生徒の個人情報の流失	○	
	運搬費用増大リスク	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大（交通事情悪化による運送費増加など）		○
事業終了時	公共施設の性能確保リスク	事業終了時の維持管理業務及び運営等業務の引継（入札説明書等において示す良好な状態のこと）		○
	移管手続リスク	事業終了手続に関する諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続に関するもの		○

※ リスク負担者：○主分担、△副分担

※ 1 事由の如何を問わず選定事業者及び市は自らに発生する費用を負担する。

※ 2 事業の縮小、拡充等の変更内容にしたがい合理的な範囲を勘案して負担する。

※ 3 一定の割合に対応するものについては選定事業者負担、それ以外については市の負担とする。

※ この「リスク分担表（案）」は、あくまでも現段階におけるリスク分担の主な考え方を示すものであり、具体的かつ詳細については、入札説明書等（主に「事業契約書（案）」）に基づくものとする。